

## 五十嵐富安による『農諭』再板をめぐる

米谷 隆史

### 一 はじめに

福島県奥会津に位置する三島町において、五十嵐富安よしやす（才治郎）は篤農家として、また、社会事業家として早くからその業績が知られてきた人物である。富安による業績は、旧『三島町史』が「義倉の建築（穀物を蓄え凶作にそなえた）」、「四十八ヶ所にあがる水路道路橋梁工事施行」、「旅人の道案内とも呼ぶべき道標建立三十三ヶ所」、「水利の便を計るため用水堰の開さく」への「多額の寄附」、「凶作には貧民に度々施したこと」（九一五頁）を記す通り、まさに枚挙の暇がない。それらの中でも、九点の書物の刊行は、支配層に属さぬ人物（人）による事業としては一大壮挙といつてよからう。富安の書物刊行については既に地域の碩学による優れた研究が備わるが、福島県内各機関による近年の目録整備や三島町の町史編纂事業によって閲覧や内容の確認が容易になった関連文書が少なくない。また、富安の御子孫である五十嵐富一氏のご厚意により、同家が保管する資料群の調査を許された。これらを併せ見ていくと、富安の書物刊行は、富安自身の尽力と、地域社会の歴史と文化との双方が相応することで実現を見た事業であったことが知られる。本稿では彼の書物刊行の嚆矢となった『農諭』を中心に、その刊行の経緯を改めて確認していくこととする。

## 二 富安刊行書物の研究史概観（丸数字の番号は刊行年順に付した）

まずは五十嵐富安の生涯を④松枝茂「五十嵐富安伝」（『社会事業』三二―五、一九四八）<sup>3</sup>に拠りつつ確認しておこう。文化八（一八一二）年、南山御蔵入地の大谷組大登村の名主職を勤めた渡部家の四男として生まれ、一三歳で大谷村五十嵐兵右衛門の養子となる。大谷村（現福島県三島町）は、文政年間に中央を流れる鳥海川の洪水に遭い疲弊していた上に、天保の飢饉が追い打ちをかけたことで、養家の五十嵐家は没落し家田畑の大半が質入れされる状況となった。しかし、富安は寸暇を惜しんで新田の開発に努めた他、生来の才覚を発揮して三六歳頃までには家産の回復を図り、ついには、書物の刊行や公共事業を主導するまでとなった。「嘉永三上下御用捨の恩命に浴し」、明治以降も前後六回の表彰を受けた。明治一八（一八八五）年に逝去、七四歳。

富安の書物刊行に言及する早い時期の刊行書は①『大沼郡誌』（大沼郡役所、一九三三）で、富安の略歴とともに新田開発、出版による書物の頒布、没後の石碑建立など、富安の主な事蹟を知ることができる。ついで、②阿部泰葦「本県に於ける子返し文献考」（『岩磐史談』二十一、一九三七）が、特に富安刊行の『子孫繁昌手引草』を詳しく紹介している。②を承けて記されたのが③松枝茂（一九四三）「陰殺防止に関する出版物」（『会津藩の人口政策』山一書店）と前掲④である。松枝氏は、③において富安が刊行した嘉永四（一八五二）年序『子孫繁昌手引草』を珍重すべきものとして評価し、さらに社会事業家としての富安の生涯を顕彰すべく④を著した。氏は、五十嵐家に足を運んで文書や書物を確認した上で、富安の生涯や刊行書物（以下、富安版と称する）について詳述しており、ここにおいて、富安の業績の全貌がほぼ明らかにされたといえる。以降の富安に関する言及の多くは、⑥「産子養育の会津の出版物」（『会津若松史』第四卷、会津若松市、一九六六）を含め、松枝氏のこの二点の業績に負うところがほとんどである。そうした中、⑦「五十嵐富安」（『三島町史』、三島町史出版委員会、一九六八）は、五十嵐家蔵の文書等を改めて確認した上で、町史編集のために村内を巡った際に、

富安版『農諭』やその写本が各所に残っていた旨の記録を記しており注目される。

松枝氏の論考の影響もあってか、富安版の中で早くから注目されたのは『子孫繁昌手引草』であった。同書の翻刻は、夙に⑤高橋梵仙「子孫繁昌手引草ほか」（『日本人口史之研究 第二』日本学術振興会、一九五五）が収録するところである。また、③が言及する通り、これと同名の書物が嘉永三年に会津若松の菊地喜右衛門によって刊行されており、その影印と翻刻が⑧中村とし「『子孫繁昌手引草』について」（『民衆史研究』五、会津民衆史研究会、一九八一）に収められている。

『農諭』は、富安の農民としての生涯に深く関わる書物として、また富安版の嚆矢として、右の論考の各所で言及されてきた。近年も、⑨山本英二「『農諭』に関する基礎的研究」（『書物・出版と社会変容』六、二〇〇九）が、『六論衍義大意』や『慶安御触書』等の倫理・教訓書の地域における刊行と流布とが有する意義に注目する視点から、各地での『農諭』刊行の背景を明らかにしており、その一例として富安版『農諭』を取り上げている。

### 三富安版『農諭』刊行の経緯

『農諭』は、天明の飢饉時の悲惨な記憶を伝えつつ、農民としての日常的な心得や救荒時の備えを教諭する書物である。

⑨は、文政八年（一八二五）に刊行され世上に広く流布した水戸藩の秋山盛恭による秋山版『農諭』以後の、岩村藩や秋月藩での刊行や、秋山版に依拠する後続の諸版の存在を指摘しており、富安版については、特に、富安が新たに付した跋文の全文を引用しつつ、民間で刊行された『農諭』としてその意義に言及された。富安が付した跋文に言う「黒羽にてもせられしを水戸にて板にゑられたる農諭といふ書をみていとたふとく覚へて、是を又二度板にありて村ことにはとこし置なほ、おのかねかひたりぬへし」の部分で富安の志は窺われるわけであるが、今回、富安の御子孫である五十嵐富一氏

の御厚意により、同家で保管する書籍と文書を調査する機会を得た。中でも、『農諭書施方開板願書并御公辺御下知書留一卷』<sup>③</sup>(以下、本稿では「書留」と略記する)は、④において「刊行以後の経緯各般との交渉願書手続等は、現に五十嵐家に伝わつて居る写本「農諭施方開板願書並御公辺御下知書留一卷」に纏められてある」と記されるもので、同時代の記録として価値が高い。④はこの『書留』を参照した上で記されているが、富安の業績全体の顕彰を目的とする論考であるため、『農諭』刊行については省略しているところが多い。そこで以下では、『書留』とその他の資料を参照しつつ、改めて、『農諭』刊行の経緯を確認していくこととする。

なお、『書留』の編輯にあたっては、提出文書の控えではなく作成段階の草稿が参照された等の事情があるためか、収録文書には年記や干支の不整合が見られる。本稿では刊行までの全体的な流れを確認した上で、いくつかの文書の年記をより齟齬が少なくと考えるものに修正した一案を提示することとした。

まずは、④が記す経緯を三ヶ所引用しておく。以下、引用に際しては句読点を補い、改行位置を示したほうが良いとみられる場合は、／にてそれを示す。また、敬意の改行と闕字は区別せず、いずれも闕字を以て示した。書名の「農諭」は「農諭」と表記されることがあるが、これは原文のままである。

〔ア〕……雪国の慣習として冬の農閑期には温い地方に出稼する者が多かつたが、才次郎（たじろう）も年々常陸地方に出掛けた。或年才次郎は野州の鈴木氏の著した農諭と云う本を求めて大切に持つて帰つた。氏は此本を非常に有難く思い常に愛読して座右から離さず、自らその個條々々をよく守り家内一同協力一致して農事を励んだ。

(二、翁の生涯)より

〔イ〕……今五十嵐家に伝つて居る記録に依つて施本の種類梓行年月冊数費用を述べよう。

一、農諭／嘉永二年三月梓行 部数千三百部／刊行費用金拾貳円四十六銭三厘／參円五十銭 版木代／

七円十五銭 紙二八六〇枚代／參円七十八銭八厘 摺代並冊綴代／貳銭五厘 原本代

〔三、翁の施板事業〕より

ウ……先ず出版に先立つて親しく秋山氏に書を送つて刊行に就ての了解を求め其許を得、嘉永二年三月出版開始に當つ

ては、完了後御蔵入の村々役人に配本致し度旨を正式に役所に願出、同三年正月に千二百六十冊（総刊行数千三百部）を御蔵入役所に納めた。そして御蔵入村は村の大小にかゝらず名主壹名を一冊づゝ、会津藩領には御代官所御用場は勿論其他の役所でも希望の所に各壹冊づゝ、配布した。

〔三、翁の施板事業〕より

イの後は、『農諭』以降の刊行書物についてもその費用が詳細に記されている。ただし、この記述のもととなった文書は五十嵐家には現存しないようである。単位が円換算である一方、部数等は『書留』の記載に合致するところもあることから、『書留』や他の文書をもとに近代にまとめられた文書があったものと推測している。アは主に富安が『農諭』に付した跋文に、ウは『書留』の内容（後述）に依拠したのであろう。

【資料一】文政二（一八一九）年刊『万民ノ教訓ノ稷草』（五十嵐家蔵）に存する識語

エ 此文、文政十三寅年十一月従 御上様民家為扶被仰付、重々難有奉感服、壹ヶ年二三度宛之拜読、不殘奉承知候。

（後補表紙の見返し）

〔オ〕右者、此書文政十三寅十二月御蔵入御役所御下シ被遊候。当年之春壹度宛之拝読可被成候。且ッ此書之義者、何方イ参り候共、拝読之後ハ私宅イ御返シ被下度奉希候。以上  
 (原装の裏表紙)

〔カ〕右此本者、御役所方相渡リ候間、何方へ参候共、私方江御書シ可被下候。以上

文政十三年 大谷組胄中村

天保改元成寅十二月渡リ 名主二瓶弥惣右衛門手元へ

(後補表紙の後見返し)

『稷草』は見返し題で、外題は「福祿寿稷艸全」。「文化十癸酉のとし 泝流齋主人誌」の序を有する教訓書である。<sup>(6)</sup> 返しには「泝流齋蔵」とあり、序を記した人物と同人の蔵版と知られるが、「泝流齋」の伝を詳らかにしない。〔カ〕によると、この書物は当初、「御蔵入御役所」から、同じく南山御蔵入地の「大谷組胄中村」の「名主二瓶弥惣右衛門」に下賜されたものである。

〔エ〕〔オ〕に見えたとおり、この書物は折々に「拝読」されたわけであるが、それはもちろん個々の営みとしての読書だけではあるまい。会津藩医石田玄竜が著した教訓書『万民心のかがみ』(嘉永七年刊、「善行」と「悪行」の二巻二冊)の「善行」に「かね々々領主より年の始ニ夫々の役人下りて、百姓どもを村役人の許に召集め、令條掟どもを讀聞する事あり」(次丁に凶あり)、また「悪行」に「常々領主より村長(村長)左に傍訓「なぬし」をして善事を勸、悪事を懲す御教導、掟箇條のよみ聞、度々あれども」とあるように、これらの書物は、時に多くの人々の前で音読、周知されたのである。その周知の場には富安も当然居合わせたはずで、有意な知識と倫理規範の共有が自身を取り巻く社会の中で大きな意義を持つことを実感していたことも想像に難くない。書物刊行を志す契機はこの辺りにもあったといえよう。

なお、この『稷草』に富安が親しく触れるようになった時期については確証がない。<sup>8)</sup>『稷草』本文の一部は、富安が『農諭』の後に刊行した『子孫繁昌手引草』の嘉永四年八月付の序文に引用されていることから、この辺りが下限となるが、本文と同じ料紙を用いた表紙に、子持梓に収めた外題をそのまま刷るといふ『稷草』の装丁は、富安版『農諭』も受け継ぐところであつた。富安やその助力者が、『稷草』を、『農諭』刊行のモデルの一つとしたとする見方もあながち不可能ではないかもしれない。

【資料二】富安版『農諭』跋文（拙蔵本）

……豊年に凶年のことを忘れず、かねて凶年の備をなし置へきそかし。其中にも大根の葉かふの葉をは秋ことにあみつけてさけおき、春二月の未におろしてたわら吠のたくひにいれ置、高き所にあげおくへし。幾年過てもかはることなし。天保七申のとし右の如くにしてたくはへ置し人のありしか、ちかき親るい縁者にほとこし、余りをうりて金三両余手に入りしことのありしときけり。常にすたるへきをすてす、心にかけてかくなしおかは、人うゑたるをすくふ一助ともなりぬへし。百善も一善よりおこり、わつかのちりほこりもつもれば山となるものと古老たちもいひ置玉へり。おのれ常にこのことを心にかけて、いかにもして家も守り、若き人々にも教へなと思へと、みのつたなければいかにしてかよからんと思ふおりに、黒羽にてもせられしを水戸にて板にゑられたる農諭といふ書をみていとたふとく覚へて、是を又二度板にゑりて村ことにほとこし置なは、おのかねかひたりぬへしと其思ひよりしひとことを、巻のしりへにいさゝかするしつ。

嘉永三年戊ノ二月 / 會津大沼郡金山谷郷大谷村 / 農夫 五十嵐氏富安

先学の分析が存するとおり、天保七（一八三六）年の飢饉の折の伝承を踏まえ、凶作への備えを怠らぬ心構えを「若き

人々」にも喚起すべく『農諭』刊行を志した旨を記している。天保七年には富安二五歳、なお養家の家運回復に努めていた時期であっただろうか。この跋文をものした嘉永三年には三九歳である。

【資料三】乍恐以書附奉願上候（『書留』所収）

南山御蔵入之儀者 御上様御代々厚御仁徳ニ依而、御百姓相統罷在御重恩之程難有奉感服、一流農業出情仕、去ル天保四巳年方度々凶作打続候得共、国ニ餓寒もの無御座、連綿と取続近年豊作ニ相成、農民豊親養ひ妻子を励候事、誠ニ泰平之御代 御仁政難有奉仰候ニ付而も、野州鈴木氏顯給ふ農諭巻、農民為諭、御領中江被相渡候由伝承候間、難有書聞及、私儀拾ヶ年以前、漸々年寄之もの相頼申受ヶ条之趣難有奉拝借、耕作ニ生出、穀食ヲ頂戴スル事之貴を存、豊年ニ餓飢患ひ有事を家内江諭、農業大切ニ相守、万一凶作等有之候節、一流飢餓之難洪無御座、他人江も為農諭之書施し申度心願ニ罷在候得共、農業ニ日間無御座、御百姓之身上、自力ニ不及行捨置候得共、右書難有段、御郡中一流江行届候様仕度数年之心願不得止事、乍恐奉申上候。何卒厚以 御尊慮御私領 御蔵入御郡中村々江 巻卷つ、御渡被成下置度奉願上候。右御願申上候ニ付而者、微力之私ニ候得共、板行発御費ひ之端シ。御用江被成下置度、金三両三ヶ年ニ寸志上納仕度奉存候間、深々御汲訳被下置、村々役人中へ御諭御渡被成下置候ハ、数年之志願相叶、重々難有仕合奉存候。以上

嘉永二年 酉三月

大谷組大谷村百姓 才治郎

御蔵入御役所

右の【資料三】からこの後の【資料七】までは『書留』に収録の文書である。紙幅の関係で抄出して示すが、掲載順には変更を加えていない。



【資料三】の前半には、領内に『農諭』が配布されたことを聞き及び、十年ほど前に読む機会を得た富安が、その教えを守って飢饉に備えて農業に勤しんできたことが記される。⑨においても、秋山版『農諭』が各地でまとまって配布されていた事実が記されるが、南山御蔵入地域でも同様の措置があったのであろう。後半では「数年之心願」として、『農諭』を御蔵入の村々に一冊ずつ配布することを願ひ、刊行費用の一部として三年間、毎年三両を上納する旨を申し出ている。なお、『書留』には、この文書の次に「大谷組大谷村名主治右衛門」名により添えられた同年同月の文書があり、「別紙奉願上候志願之趣、御郡中一流へ行届候様、被仰付被下置度、深々奉願上候。以上」と結ばれている。

【資料四】乍恐以書付奉申上候（『書留』所収）

農諭と申書物開板いたし奉差上候処、再刻之義者、先方へ向合故、障無之候而者、開板等不相成義之趣、御尋被仰聞、右ハ水戸御家中秋山源三郎様方所望仕候処、私申上候ハ、百姓共心得<sub>ニ</sub>相成候書物<sub>ニ</sub>御座候間、村々<sub>江</sub>施し申度奉存候処、多分之義<sub>ニ</sub>て不行及、開板仕度旨申上候得者、奇特成義、拙者も当領分中へ施し候義<sub>ニ</sub>有之、勿論亡父之勤中、開板いたし候義にも候間、勝手<sub>ニ</sub>致候様被仰聞候義<sub>ニ</sub>御座候。仍而、開板之義、奉願上候。右御尋<sub>ニ</sub>付、奉申上候。以上。

亥二月

大谷村 才治郎

御蔵入御役所

富安の『農諭』再刻の請願に対し、御蔵入役所側では、原板の版權保持者の意向を確認する必要を感じたのであろう。「障無之候而者、開板等不相成義之趣」を富安に伝えた。それに対して富安は、水戸藩士秋山源三郎より、「奇特成義」であり自身や亡父（盛恭であろう）も水戸領内に頒布してきたことから、「勝手<sub>ニ</sub>致候様」との意向を受けている旨を記して

回答としている。なお、この文書の年記は、記載通りの「亥」年ならば嘉永四年二月ということになる。

【資料五】奥州大沼郡大谷村才治郎と申者、農諭之書施板之義<sup>二</sup>付 公辺<sup>江</sup> 伺書御下知済写

御預所百姓農諭と申書物施板之義<sup>二</sup>付伺書

御預所奥州大沼郡大谷村百姓才治郎と申もの、年々冬中口稼として常州辺<sup>江</sup>罷出候処、農諭と申書物所望いたし罷帰候間、右書物<sup>江</sup>末文をなし開板仕、御預方<sup>江</sup>差出、御預所<sup>並</sup>私領村々<sup>江</sup>御渡被下度旨、願出申候処、右者農民心得方相認外<sup>二</sup>差障候義も相見不申、奇特成義<sup>二</sup>御座候間、願之通、村々<sup>江</sup>相渡可然哉。別冊相添此段奉伺候。以上。

亥十月

御名代 渡部 平助／楡井 丈之助／鈴木 佐兵衛

御勘定所

御付札御下知

書面農諭書之義勝手次第相渡尤	押切
一部学問所 <sup>江</sup> 可被相納候	押切
	御取箇印

◆(文字不認) 一郎

名代三名の連名で、「勘定所」に対し、「御預所」(南山御蔵入地)と「私領」(会津藩領)への『農諭』配布の可否を諮

った文書である。三名のうち「楡井丈之助」と「鈴木佐兵衛」は当該期の田島陣屋詰代官格として名前が見える。南山御蔵入地は、弘化四（一八四七）年に幕府の直支配から会津藩預かり支配に移行していることから、「勘定所」は会津藩のそれであろう。「別冊相添」とあることから、既に板木が完成し、刷本も何部か作成されていたのであろう。この伺いの後には、学問所へ一部納めることを条件に配布を許可する旨の付け札も写されている。これも「亥」年なので、嘉永四年十月である。

【資料六】嘉永三年亥正月御蔵入御役所<sup>江</sup>農諭相納候覚（「書留」所収）

一千式百六拾冊

但、御蔵入村々<sup>江</sup>名主<sup>二</sup>壺卷<sup>一</sup>つゝ、大小之村々へ不残相渡被下候。／御私領之義は 公辺御下知<sup>三</sup>相成、当子閏二月御渡<sup>二</sup>相成、御代官所御用備御望<sup>三</sup>付、御渡<sup>二</sup>被下置、其外諸御役所<sup>三</sup>而御望有之壺卷式卷宛御渡被下置、誠<sup>二</sup>難有仕合奉存候。

こうして、配布の許可を得た富安版『農諭』一二六〇冊は御蔵入役所に納められることとなった。御蔵入地では名主一名につき一冊を全ての村々への配布されるよう手配された。また、御私領分は「当子閏二月」に渡す段取りになっている旨が記される。この前後に閏二月があるのは嘉永五年子年だけなので、「御私領之義は」以下の顛末は後日に追記されたのであろう。なお、右に記した通り「亥」は嘉永四年であるため、「嘉永三年亥正月」の年記は、年数か干支の少なくともいずれかが誤記である。

【資料七】乍恐以書附御披露奉申上候（『書留』所収）

……去々年中才治郎奉申上候通、水戸様御家中ニ而御撰被遊農諭之御教書、御国内へ御渡被成候趣伝承リ、数年彼地江雪中木伐リ、勵ミ罷越候。…中略…右之御教書一流へ相広メ申度心願発、数年心掛罷在候得共、微力之身分難行届、差扣居候処、身体不得止存意之趣、去々年中奉申上御聞濟ニ相成、去ル十月下旬水戸御家中秋山源三郎様と申御方罷出、板形御拝借仕度奉願候所不相叶、遠路参り候段奇特ニ被思召、極下直ニ被成下置、老冊百文つ、ニ而五拾冊申受、帰国算用仕候へは、御那中一流へ差配候ニハ、不容易高金ニ相成候ニ付、手丈ケ難相及候処、宿松下利兵衛町方所聞合具候処、七日町菊地庄左衛門善行同様之義ニ付、格別之働キ以下直ニ再形仕上迄引受情々致具候所、去年中、右板形出来、数百卷奉献納、御領所御私領郡中江御渡被下置候段、実ニ才治郎昼夜不厭農業専ニ励ミ、御百姓相統方及善行之心発相止候故、数年之願望行届、御郡中へ御広メ被成下置候様罷成、其余、子孫繁昌手引草ト名付、産子を間引候義を深く禁し候書物寄々数百卷相施、誠ニ家内之和合才治郎一身並女房貞実故之義ハ古今承り不及、稀成行状之者ニ御座候間…中略…乍恐厚被為加 御仁政御賞被成下置度、奉願上。左候へは、自村ハ勿論郷中一流之龜鑑ニ茂罷成、私共ニおゐて重々難有仕合奉存候。以上。

嘉永五年子十一月

大谷組大谷村百姓代 伊右衛門／組頭 孝治郎／名主 二瓶 治右衛門

御蔵入御役所

この文書は、字句の小異等はあるものの、三島町史編さん室（二〇一八）所引の「嘉永五年十一月大谷村才次郎篤農二付御祿願書」（八〇三頁）と同内容である。『農諭』の配布後、百姓代以下三名が連名で富安のこれまでの各種の善行を御蔵入役所に報告し、顕彰を請願する文書で、『書留』には同じ年記で請願者を異にする同趣旨の文書がこれを含めて三通連続して収録されている。

富安の上州での仕事が「雪中木伐り」であったこと、富安は当初秋山家から『農諭』の板木を借用しようとして断られていたこと、会津での刊行は、田島の松下利兵衛(10)の手配で会津暦の版元のひとつである菊地庄左衛門が請け負ったこと、富安の二冊目の刊行書である『子孫繁昌手引草』が嘉永五年十一月の段階で印施が済んでいたことなどが知られる。

ここで、『資料四』から『資料六』の年記をめぐって、改めて時系列上の整理を行っておこう。先のウに引用した通り、松枝氏は「同三年正月に千二百六十冊（総刊行数千三百部）を御蔵入役所に納めた」としているので、『資料六』の年記の年数ではなく干支が誤っている（「亥」ではなく「戌」が正しい）と解釈したのであろう。しかし、この解釈を採るとやや不自然な点が生ずる。

まず、富安版『農諭』跋文の年記は「嘉永三年戌ノ二月」であった。とすると序文の年記の一ヶ月前に一千二百冊余が完成し、御蔵入役所に献納されたことになってしまう。また、『書留』に収録の文書は、『農諭』印施の発願から刊行の許可願、さらに配布の許可願、納本から配布の実現へと、進捗の段階を追って配されているように見えるが、最終段階の納本を伝える『資料六』が嘉永三年戌で、『農諭』再刻に支障がない旨を伝える『資料四』や、配布の許可を伝える『資料五』が翌年の嘉永四年亥というのはやや無理があるのではなからうか。また、『資料六』から、御私領への配布完了が嘉永五年閏二月だとすると、富安の『農諭』は、嘉永三年正月の納本から二年間も留め置かれたことになる。こうした諸点を無理なく解釈するため、『書留』収録文書以外に目を向けることにしよう。

【資料八】「乍恐以書附奉願上候」（福島県歴史資料館 庄司家文書Ⅱ（1712））

一金七両

大谷組大谷村願人 才治郎

右者当村百姓才治郎儀去西五月中、農諭之書御郡中江再板被成下置、村々江御渡被下度段、御願之趣委細奉言上候処、板

行新<sup>ニ</sup>被成<sup>レ</sup>下候而者、多分御費<sup>ニ</sup>罷成、御時節柄恐多奉存候<sup>ニ</sup>付、右書被摺出候板元水戸御家中之由承<sup>リ</sup>候間、板行拝借仕度、去十一月彼地<sup>ニ</sup>罷越、大山田村矢内長三郎と申者世話<sup>ヲ</sup>以、御伺奉申上候処、秋山源三郎様と申御仁<sup>ニ</sup>被為在、御願之趣申上、板行御拝借奉願候得共、今<sup>ニ</sup>御領国及遠国御領主並御料所御代官所等<sup>江</sup>折々望有之、貸渡遣候義者難被成旨、被仰下候間、下直<sup>ニ</sup>仕上<sup>ケ</sup>申受度段奉願候処、壹冊百文方外<sup>ニ</sup>安御仕上不相成。其節有合候分漸々拾冊申受、跡当四月迄<sup>ニ</sup>都合五拾冊注文仕、去十二月相調候跡ハ、自村之者彼地<sup>ニ</sup>励<sup>ミ</sup>參居候間、帰国之節持參致候筈相頼置罷帰<sup>リ</sup>候節、当町宿松下利兵衛殿<sup>江</sup>、此書再板仕、御私領、御蔵入両郡村々不殘御渡<sup>ニ</sup>相成候様致度旨、咄仕候処、早速、七日町菊地庄左衛門方へ厚談事筈候処、文字書写再板仕上迄、極下直<sup>ニ</sup>仕、金貳両三分三朱<sup>ニ</sup>出来候筈、仍而内金三分相渡、当四月下旬迄<sup>ニ</sup>出来<sup>ニ</sup>相成候処、両郡中村別大凡千ヶ村余<sup>ニ</sup>可相成、右重板彫實並紙代外<sup>ニ</sup>五拾冊、とも<sup>ニ</sup>拾兩余も相懸可申儀<sup>ニ</sup>御座候処、兼而奉申上候通、微力之者<sup>ニ</sup>候得者、一旦<sup>ニ</sup>金子調達相及兼候<sup>ニ</sup>付、乍恐小兒養育御備金之内御拝借奉願上候。何卒厚以、御慈悲金七兩被仰付被下置度奉願上候。尤御返納之義ハ当暮方五ヶ年賦上納仕候様、被成下置度奉存候。其餘相掛<sup>リ</sup>候分ハ、一己才覚<sup>ヲ</sup>以、少も不奉懸、御勞儀、丹誠仕、当七月迄<sup>ニ</sup>不殘相調奉獻納度願意<sup>ニ</sup>御座候間、幾重<sup>ニ</sup>も以、御賢計急速被仰付被下置度奉願上候。左候へ者、紙買入並板行摺立等万事行届、数年心願成就仕、重々難有仕合<sup>ニ</sup>奉存候以上

戊 三月

大谷組大谷村願人 才治郎

百姓代伊左衛門／組頭孝治郎／名主 二瓶治右衛門

御蔵入 御役所

右願奉差上候処、早速願之通、社倉金ヲ以被仰付、初式割之利<sup>ニ</sup>而五カ年賦被仰付、難有奉拝借候

【資料七】に見えるとおり、富安は当初、費用を抑えるために板木を水戸から借り受けようとしていた。しかし、これは水戸藩領内外での増刷依頼が多いことから断られてしまう。その結果、版刻費用と「千ヶ村余」への配布に應ずる冊数の紙代、さらに当初に秋山源三郎から購入した五〇冊の代金を含めた費用の総額は一〇両余に達し、富安が一時に支払える額を優に越えてしまった。そこで「小児養育御備金」から七両の借金を申し込んだのである。文書末には、御蔵入役所が「早速願之通、社倉金ヲ以被仰付」、五年返済の条件で貸し出しを許可した旨が、加筆されている。

この文書の年記は「戊」（＝嘉永三年）の三月。資金の不足がなければ「当四月下旬」（＝嘉永三年四月下旬）「迄」出来「相成候処」であった。そして、首尾良くここで資金の調達が出来れば、他の諸々の不足分は「一己才覚ヲ以」、これ以上の支援を受けずに「当七月迄」不残相調で献納する所存である旨を述べている。つまり、いかに裁許が「早速願之通」に進んでいたとしても、「農諭」一〇〇〇部以上の刷り上がり完成は、嘉永三年の下半年だったということになる。これに相応するのが【資料九】である。

【資料九】富安版『農諭』（福島県歴史資料館皆川欣也家文書（1259）表紙記載識語）

嘉永四年亥二月御蔵入役所方村々<sup>江</sup>一冊つ、被下候也

嘉永四年亥二月田子倉村名主喜右衛門

只見町の皆川欣也家文書は、南山御蔵入地の田子倉村の名主を勤めた皆川家に受け継がれた文書群であるが、同文書の富安版『農諭』には、嘉永四年二月に御蔵入役所から配布された旨が記されている。嘉永三年の下半年に版刻と刷本が完成した『農諭』は、翌嘉永四年正月に献納され、同年二月に御蔵入地の名主等に配布されたのであろう。

以上を勘案し、現時点では、次の時系列で刊行から配布へと進んでいったものと考えている。『書留』収録の文書が時系列に沿って配されているという前提のもと、関係の文書を参看しつつ、『資料四』【資料五】【資料六】の年記を修正した上での解釈である。御蔵入役所側の文書の存否を確認していないことから、賢しらかな改悪を行っている可能性もあろう。より矛盾が少ない解釈をなお重ねて考えていきたい。<sup>(1)</sup>

嘉永二年酉 三月 御蔵入役所に『農諭』配布にかかる願書を提出【資料三】

嘉永二年酉十一月 版權を持つ秋山源三郎に板木借用を依頼。不調に終わるが、五〇部を安価で購入【資料七・八】

嘉永三年戌 二月 富安版『農諭』跋文の年記【資料二】。再板にかかる版權上の差し障りがない旨を御蔵入役所へ重ねて説明【資料四・年記を「亥」から「戌」へ修正】

嘉永三年戌 三月 刊行費用の不足分七両の借用願書を提出。早々に許可される【資料八】

嘉永三年戌 十月 田島陣屋詰代官が『農諭』配布の可否を勘定所へ照会【資料五・年記を「亥」から「戌」へ修正】

嘉永四年亥 正月 『農諭』一二〇冊余を御蔵入役所へ献納【資料六・年記を「三」から「四」へ修正】

嘉永四年亥 二月 御蔵入地各村へ一冊ずつ配布。田子倉村名主喜右衛門が受納【資料九】

嘉永五年子閏二月 御私領各村へ一冊ずつ配布。【資料六】

嘉永五年子十一月 村の三役等が富安の業績に対する顕彰を請願【資料七】

#### 四 まとめ



ここまで、富安版『農諭』刊行の構想から配布までの過程を追ってきた。節約による蓄財を元手に『農諭』の刊行と配布を志した富安は、村の三役の助力を得て、御蔵入役所との折衝を重ねつつ、版權を有する秋山家との交渉に臨み、各種の許認可と資金の調達という困難を乗り越えて目的を達成した。安価な費用で請け負ったのが会津曆版元の菊地庄左衛門であったことや、費用不足分の捻出に会津藩が導入の先駆けとされる社倉金が活用されたことなど、<sup>12)</sup>会津の文化と社会がこの事業の完遂に与ったことは改めて確認しておくべきであろう。富安の志が、農村社会の安定を図ろうとする支配者層の意向に沿うものであったことが、各方面からの後押しにつながったことも間違いあるまい。しかし、『農諭』以降も富安版の刊行が相次いだことを思えば、九点に及ぶ書物刊行は、富安が社会の要請を見極めつつ、自身の志の実現を力強く推し進めた成果とみるべきではなからうか。

『農諭』をはじめ、富安版には地域の言語が反映している場合が存する。右で確認した『農諭』刊行の経緯が、富安版に見える地域性の反映といかなる関係を持つのか、稿を改めて検討を行うことにしたい。

(注)

- (1) 富安の幕末期の経済状況は、三島町史編さん室(二〇一八)所収の「安政二年三月大谷村戸前強弱書上帳」(三三七頁)他によつて窺うことができる。
- (2) 『会津史談会講演集 第二集』(会津史談会、一九四九)の「五十嵐富安伝(昭和二十四年八月二十一日会津史談会席上)」は、この論考と同内容である。
- (3) この「上下御用捨」に関する記述は、明治三二(一八九九)年に秋庭孤峰氏がまとめた『五十嵐富安翁行續録』(写本、五十嵐家

蔵)に依拠すると見られる。同書には、「難渋ノ者共」への「助精」と「農民教諭ノ書開板摺立相納御預所並御領内村々」への「施行」により「上下令用捨」とする年記「三月」の文書と、「御用向出精」により「令称美扇子壹対為取之」とする年記「嘉永三戊年三月」の文書が連続して転載されている。これにより松枝氏は、前者を後者と同年と解釈したものとされる。しかし、自讃十三箇條之事(五十嵐家蔵の掛軸で、「五十嵐和治郎平富安ノ六十七歳之像」の上に記されている。「五十嵐富安翁行績録」にも引用が見える)には「嘉永五年従会津侯上下着用御免」とあることから、嘉永三年ではなく嘉永五年のことであろう。

(4) 太田素子(二〇〇七)の第四章は、この菊地本『子孫繁昌手引草』が、会津若松市内の酒造家宅に四〇〇冊も残されているのが発見された旨を記す(二五三頁)。また、南山御蔵入地を例に、「村落の維持にかりうじて貢献していた養育料支給策も、幕末には文書が未発見で存続すら確認しにくくなってしまふ。替わりに現れてくるのが、村落指導者による教諭書の再板なのだ」(二二四頁)という指摘も重要であろう。

(5) この標題は綴りの扉にあるもので、標題の左右には「嘉永五年(上部右)子三月(上部左)」「願主 才治郎(下部右) 名主 二瓶治右衛門(下部左)」と記されている。但し、この綴りの後ろには富安の和歌なども記されていることから、「書留一卷」の転写本と見られる。なお、『書留』所収の『農諭』開版関係文書は、五十嵐家蔵の『五十嵐富安行績綴』にも収録されている。

(6) 『稷草』は、国文学研究資料館の日本古典籍総合目録データベースに見えず、管見では他に、福島県下郷町佐藤仁夫家文書所蔵の二本(福島県立博物館にて複写本を閲覧)と『会津若松市史』第四卷六〇頁の第二八回「間引防止の書」に見える松枝茂蔵本との計四本が知られる。下郷町は南山御蔵入地域で、佐藤仁夫家文書は当地の名主文書を伝えることから、この二本も「御役所御下被遊候」書物だった可能性がある。

(7) 『万民心のかがみ』については、③や『会津若松市史』第四卷「産子養育の会津の出版書」(三三五頁)に言及がある。この書物は五十嵐家にも伝存しており、両冊の後見返しに識語によると富安が安政四年に入手したものである。

(8) 文政十三年の「御蔵入御役所」による『稷草』配布が大谷組全村にわたるものだったとすれば、富安の住した大谷組大谷村も同様に配布を受け、村内で音読周知もなされた可能性が高いと考えられるが、大谷村の名主文書を伝える二瓶八郎家文書中に同書は現存しない。

(9) 三島町史編さん室(二〇一八)所引の「寛永二十年(明治元年)奉行代官名」(六頁)による。この資料では「楡井丈之進」だが、田島町史編纂委員会(一九八八)所引の「嘉永五年御用帳」(四九四頁)では「楡井丈之助」である。渡部平助は新潟大学古文書データベースに「小千谷陣屋年中行事」(目録番号1421020)の差出者として名前が見えるが、ここではいかなる立場で「御名代」と

なつたのか不明である。なお、小千谷地域も近世は会津藩預かり地であった。ちなみに「渡部幸助」であれば、田島町史編纂委員会（一九八六）所引の「文久元年八月公儀御勘定方出張三付品々御用書留帳」（一六三頁）に「御代官手附」として名前が見える。

(10) 「松下利兵衛」については、田島町史編纂委員会（一九八八）第四章（六〇九頁）に郡中有徳人の一人として言及がある。

(11) 例えば、「資料四」を、御蔵入地への配布直前に最終の確認がなされたものと想定し、「資料五」も、御蔵入地への配布完了を踏まえて御私領への配布の可否を改めて諮ったものと想定すれば、いずれも嘉永四年亥年の文書とすることができようが、社倉金の貸付まで許可して推進されてきた事業を巡る対応としては、いささか疑問が残る。

(12) 会津暦の刊行については柏川修一（一九九三）を、南山御蔵入地域における社倉制度の発達については山口孝平（一九七八）所収の「近世南山御蔵入史稿」を参照した。

（参考文献：二節で言及したものを除く）

五十嵐義展（二〇一〇）『三幅の掛け軸「才次郎新田」』〔会津学〕六、奥会津書房

太田素子（二〇〇七）『子宝と子返し―近世農村の家族生活と子育て』（藤原書店）

柏川修一（一九九三）『会津の出版―会津暦を中心として―』〔近世地方出版の研究〕、東京堂出版

下郷町史編さん委員会（一九九四）『下郷町史資料目録第二集 佐藤仁夫家近世文書目録』（下郷町史編さん委員会）

田島町史編纂委員会（一九八六）『田島町史第六卷（上）』（田島町）

田島町史編纂委員会（一九八八）『田島町史第二卷』（田島町）

福島県文化センター（一九九五）『歴史資料館収蔵資料目録第二六集』（皆川欣也家文書目録所収：福島県文化センター）

三島町史編さん室（二〇一八）『三島町史第三卷 資料編―近世』（三島町）

山口孝平（一九七八）『近世会津史の研究上・下』（歴史春秋社）

データベース：新潟大学古文書データベース <https://komonjo.lib.nigata-u.ac.jp/komonjo/> / 日本古典籍総合目録データベース <http://base1.nijl.ac.jp/~koten/> いずれも最終確認日は二〇一九年七月三十一日。

\* 本稿をなすにあたっては、五十嵐富一氏をはじめ、会津若松市立会津図書館・下郷町教育委員会・福島県立図書館・福島県立博物館・福島県立歴史資料館・三島町交流センター山びこの方々より、資料の閲覧・撮影及び翻刻掲載等の許可をいただいた他、関連する知見を多数提供いただきました。記して御礼を申し上げます。

\* 本稿は科学研究費補助金（26580084）「東北の近世版本に見られる方言反映事例の発掘と評価」の助成を受けたものです。